

下刈りなどの人手不足の解消に！

短期雇用

・季節雇用

も支援します！

最大

15万円/人
(3か月分)



皆伐再造林の時代を迎え、下刈り作業などの労働力不足が課題となっています。

そこで鳥取県では、これまでの「緑の雇用支援事業」による長期雇用の支援とは別に、**短期雇用・季節雇用による労働力確保への支援事業**を始めました。(令和6年度～)

事業名

保育等の短期労働力確保支援事業
(保育等作業労働力確保対策事業費補助金)

事業主体

林業事業体

補助率

定額 **5万円/人・月** (上限15万円/人)

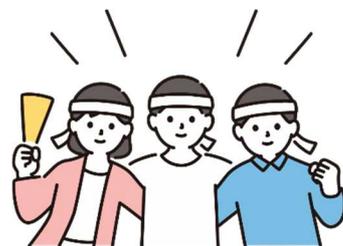
対象者

次の要件を全て満たす者(現場作業員)

- ①4月1日以降に**新たに雇用し、1か月以上継続して雇用**した者
(雇用期間が年度をまたぐ場合は特例あり)
- ②補助対象期間の**給与の総支給額が1か月当たり10万円以上**(手当含む)
- ③申請年度に**緑の雇用支援事業の対象になっていない**(予定者も不可)
- ④鳥取**県内に在住**

申請手続き

雇用開始前に交付申請・交付決定が必要です。求人段階でご相談ください。
(4月30日までに申請したものに限り、交付決定前の期間も補助対象になります)



(裏面もご覧ください)



(苗の運搬・植え付け)



(雪起こし)



森を育てるには
多くの人の手が必要です



(下刈り)



(除伐)

■ Q & A

○短期雇用とは何か月以内ですか？ 無期雇用はダメですか？

→1か月以上であれば、雇用期間の上限はありません。期間の定めのない雇用契約者も対象となります。ただし、長期雇用を前提とした新規就業者には「緑の雇用支援事業」をご活用ください（より手厚い支援が受けられます。労働者にとっても通年・安定雇用が望ましいです）。

○対象は下刈り作業員に限定されますか？

→限定しません。再造林後の保育作業（下刈り、雪起こし等）の労働力確保を主目的とした事業ですが、現場作業員であれば業務内容は問いません。

○下刈りのため、毎年、春～夏の間だけ雇用したいです。同じ人が翌年も対象になりますか？

→同じ人であっても、新規雇用すれば翌年度も対象になります。なお、合計3か月以内であれば、同じ人を同一年度内に複数回、対象とすることも可能です。

○春先から作業するため、令和7年3月から5月まで雇用した場合、補助金はいくらですか？

→雇用期間が年度をまたぐ場合の特例により、令和6年度事業で3月分（5万円）、令和7年度事業で4～5月分（10万円）、合計15万円の補助が受けられます。ただし、年度毎に補助金申請が必要です。

【注意】本事業は予算の成立状況により内容が変更されることがあります。
また、令和7年度事業に係る予算が成立しなかったときは、交付決定を行いません。

■ 申請先・問合せ先

補助金利用のご相談は、最寄りの県地方事務所へお願いします。

- 東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課 電話 0858-72-3831
- 中部総合事務所農林局 林業振興課 電話 0858-23-3182
- 西部総合事務所農林局 農林業振興課 電話 0859-31-9678
- 日野振興センター日野振興局 農林業振興課 電話 0859-72-2021

令和7年1月 林政企画課

鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 林政企画課（電話 0857-26-7300）

※補助金交付要綱、申請様式は 林政企画課ホームページに掲載中

<https://www.pref.tottori.lg.jp/320997.htm>

